

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

訓 令	ページ
○部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令 (人事課)	633
告 示	
○落札者の決定 (政策法務課)	〃
○ 〃 (入札課)	634
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	〃
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止 (〃)	635
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の同意の認定 (水産事務所)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	636

公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	636
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (南丹広域振興局、丹後広域振興局)	639
○土地改良区役員の住所変更届 (農村振興課)	640
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局、丹後広域振興局)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	642
公 安 委 員 会	
○京都府公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則	〃
○落札者の決定	653

訓 令

京都府訓令第16号

本 庁
地方機関

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「同条第 3 項」を「同条第 6 項」に改める。

- (1) 部課長専行規程（昭和27年京都府訓令第18号）第 2 条の 2 第 9 号及び第13条第 1 項第 9 号
- (2) 京都府地方機関処務規程（昭和30年京都府訓令第 23号）第 2 条第10号

附 則

この訓令は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

告 示

京都府告示第448号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
荷物等配送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部政策法務課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 落札決定日
令和 7 年 9 月 5 日
- 4 落札者の名称及び所在地
ヤマト運輸株式会社
東京都中央区銀座二丁目16番10号
- 5 落札金額
34, 189, 529円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 7 年 7 月22日

京都府告示第449号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 購入物品の名称及び数量

パルスサージシステム 一式

- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- 3 落札決定日
令和 7 年 9 月 4 日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本測器株式会社京都営業所
京都市伏見区竹田北三ツ杭町38番地
- 5 落札金額
44,800,140円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 7 年 7 月 25 日

京都府告示第450号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 K I T T E	訪問看護	L u c a 訪問看護ステーション	宇治市小倉町西山71の24 マンション賀園102号室	令 7. 6. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社プラタナスケア	訪問介護	訪問介護事業所つつじ	宇治市神明石塚39の85	〃
株式会社プレール	訪問看護	訪問看護ステーションそら	南丹市園部町本町136	7. 7. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社サンてらす	福祉用具貸与	株式会社サンてらす精華営業所	相楽郡精華町祝園西 1 丁目22の 5 寺島ビル 1 階102号室	〃
〃	特定福祉用具販売	〃	〃	〃
〃	介護予防福祉用具貸与	〃	〃	〃
〃	特定介護予防福祉用具販売	〃	〃	〃
株式会社笑う門には	訪問介護	訪問介護笑う門には城陽	城陽市寺田今堀62の 3 グリーンハウス寺田今堀	〃
ケアハートガーデン株式会社	〃	長岡京ケアハートガーデン訪問介護事業所「西山の郷」	長岡京市奥海印寺多貝垣外17の 1	〃

合同会社リエゾン	訪問看護	訪問看護ステーションみゆ	木津川市梅美台 1 丁目 6 の 7 グランファミリーユ A フルール 106	7. 7. 7
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社すみか	訪問看護	すみか訪問看護ステーション	乙訓郡大山崎町円明寺茶屋前 31 の 3 の 102	7. 8. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社まほろば	訪問看護	訪問看護ステーションまほろば	京田辺市大住ケ丘 5 丁目 7 の 3	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
合同会社 A s p i r a t i o n	訪問介護	ライフケアサポート	舞鶴市万願寺 92 の 11	〃



京都府告示第 451 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
三菱電機ライフサービス株式会社	訪問介護	長岡京ケアハートガーデン訪問介護事業所「西山の郷」	長岡京市奥海印寺多貝垣外 17 の 1	令 7. 6. 30
ねもとリハビリテーション株式会社	通所介護	ねもとリハ特化型通所介護事業所	与謝郡与謝野町字明石 1262 の 1	7. 7. 1
総合ケア株式会社	訪問介護	そうごうケアステーション南京都	八幡市八幡源氏垣外 35 の 7 レイワールズ 101 号	7. 7. 31
医療法人社団飯野小児科内科医院	通所介護	医療法人社団飯野小児科内科医院いのちのデイセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台二丁目 44 の 1	7. 8. 31



京都府告示第 452 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第 108 条第 2 項の規定による同意があったものと認めた。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
宮 津 市 区 域	小型定置漁業及び小型合併漁業であって栗田地区で営む漁業

京都府告示第 453 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である亀岡市長から通知があった。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

亀岡市安町、宇津根町、塩屋町、横町、下矢田町、河原町、京町、古世町、呉服町、荒塚町、紺屋町、三宅町、篠町、上矢田町、新町、西つつじヶ丘、西堅町、西町、千代川町、曾我部町、大井町、中矢田町、追分町、東つつじヶ丘、東堅町、突抜町、内丸町、南つつじヶ丘、南郷町、穂田野町、保津町、北河原町、北古世町、北町、本町、矢田町、柳町、余部町及び旅籠町の一部

2 測量の期間

令和 7 年 9 月 12 日から令和 8 年 3 月 10 日まで

3 測量の種類

公共測量（数値地形図データ更新）



京都府告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 9 月 19 日から令和 7 年 10 月 3 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路 線 名 178号

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44から	前	最小 4.8 ^m	850.8 ^m
		最大 52.6	
京丹後市丹後町袖志小字キド10144の5まで	後	最小 10.3	849.2
		最大 74.3	

(4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路 線 名 482号

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44から	前	最小 4.8 ^m	850.8 ^m
		最大 52.6	
京丹後市丹後町袖志小字キド10144の5まで	後	最小 10.3	849.2
		最大 74.3	

(4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

3 (1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 浜丹後線

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44から	前	最小 4.8 ^m	850.8 ^m
		最大 52.6	
京丹後市丹後町袖志小字キド10144の5まで	後	最小 10.3	849.2
		最大 74.3	

(4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

折りたたみ式簡易ベッド 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5428

ファクシミリ番号（075）414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）から令和 7 年 10 月 16 日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 入手方法

（ア）原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

（イ）やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、（1）の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 7 年京都府告示第 4 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「警察・保安用品」—小分類「防災用品」

イ 大分類「家具」—小分類「スチール家具」

（3）4 の（1）で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

（4）過去 2 年間に 1 の（1）で示した購入物品またはその他の災害備蓄用品で同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができることと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（1）提出期間

2 の（2）のアに同じ。

（2）提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、（1）の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第 19 条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙

入札者」という。）は、（1）の期間内に、2 の（1）の場所に申請書等を持参又は郵送（（1）の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

（3）確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

（4）その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の（2）の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

（ア）資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2 の（1）に同じ。

（イ）原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

（ウ）提出期限

令和 7 年 10 月 2 日（木）午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

（1）入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで及び令和 7 年 11 月 5 日（水）午前 8 時 30 分から午前 10 時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

（ア）提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

（イ）その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 7 年 11 月 5 日（水）午前 10 時 15 分

（2）入札の方法

ア 電子入札者は、（1）のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、（1）のアの期間内に（1）のウの（ア）の提出先に入札書を持参し、又は（1）のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

（3）入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の（1）に示す「折りたたみ式簡易ベッド 一式（税抜き）」の金額とし、

入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

One set of folding cots

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, September 19, 2025 to Thursday, October 16, 2025 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday, November 4, 2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday, November 5, 2025

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Tuesday, November 4, 2025

- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Wednesday, November 5, 2025
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条
第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出
書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周
辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい
て意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模
小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）
第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出す
ることができる。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ
水戸市城南二丁目 7 番 5 号
代表取締役 細川 裕一郎
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ亀岡店
亀岡市大井町並河五丁目 1 番地
- ウ 変更の内容

変更した 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売 店舗を設置 する者及び 当該大規模 小売店舗に おいて小売 業を行う者 の代表者の 氏名	株式会社関 西ケーズデ ンキ 代表取締役 杉本 正彦	株式会社関 西ケーズデ ンキ 代表取締役 細川 裕一 郎	令 7. 6. 19	代表者の変更 のため

- (2) 届出年月日
令和 7 年 8 月 27 日

- (3) 縦覧場所
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和 7 年 9 月 19 日から令和 8 年 1 月 19 日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ
水戸市城南二丁目 7 番 5 号
代表取締役 細川 裕一郎
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ与謝野店
与謝郡与謝野町字石川小字あたご田437番地 1
ほか
- ウ 変更の内容

変更した 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売 店舗を設置 する者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	株式会社関 西ケーズデ ンキ 水戸市城南 二丁目 7 番 5 号 代表取締役 杉本 正彦	株式会社関 西ケーズデ ンキ 水戸市城南 二丁目 7 番 5 号 代表取締役 細川 裕一 郎	令 7. 6. 19	代表者の変更 のため
大規模小売 店舗におい て小売業を 行う者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	株式会社関 西ケーズデ ンキ 水戸市城南 二丁目 7 番 5 号 代表取締役 杉本 正彦	株式会社関 西ケーズデ ンキ 水戸市城南 二丁目 7 番 5 号 代表取締役 細川 裕一 郎		

- (2) 届出年月日
令和 7 年 9 月 3 日
- (3) 縦覧場所
京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和 7 年 9 月 19 日から令和 8 年 1 月 19 日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課



京都大原土地改良区の役員の住所変更に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり役員の新旧住所の届出があった。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住所変更を行った役員 (監事)	片 岡 光 信
新 住 所	京都市右京区嵯峨柳田町 4 嵯峨スカイハイツ206
旧 住 所	〃 中京区壬生松原町28の33



京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第 3 条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社竹部碎石
代表取締役 竹部 真澄
福知山市大江町日藤42番地
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘(採石)
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
福知山市大江町日藤小字楠谷8025番ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
12.9ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和 8 年 3 月 25 日から令和 13 年 3 月 24 日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和 53 年 8 月 31 日から令和 28 年 3 月 24 日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
河川水量の増加及び濁水の発生	福知山市大江町日藤及び大江町公庄地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内の排水は、防災池及び沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水するとともに、沈砂池に流入した土砂を定期的に除去する。
土砂の流出	〃	降雨により場内から流出する土砂を防災池及び沈砂池に集積するとともに、沈砂池に流入した土砂を定期的に除去する。
騒音の発生	〃	碎石プラント及び重機の不要な運転は、行わない。 周囲に残置森林を確保し、周辺区域との間に緩衝帯を設ける。
粉じんの発生	〃	場内を定期的に散水し、粉じんの飛散を防止する。 周囲に残置森林を確保し、周辺区域との間に緩衝帯を設ける。
道路の汚れの発生	福知山市大江町日藤及び大江町公庄地内の一部に存する福知山市道境川柳ヶ谷線及び国道 175 号(次の図のとおり)	場内からの出口付近にてタイヤ洗浄を実施し、運搬車両を洗浄する。 道路が汚れた場合は、適宜清掃をする。
交通量の増加	〃	場内への出入りに際しては、安全運転に注意するよう、車両運転者への指導を徹底する。 運搬車両の著しい増加が見込まれる場合は、出入口に交通整理員を配置する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
舞鶴市字浜2020番地
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 福知山市産業部農林整備課
福知山市字内記13番地の 1
- エ 株式会社竹部碎石
福知山市大江町日藤42番地

(9) 縦覧期間

- 令和 7 年 9 月 19 日 (金) から令和 7 年 10 月 20 日 (月) まで
- (10) 意見書の提出期間及び提出先
- ア 提出期間
令和 7 年 9 月 19 日 (金) から令和 7 年 10 月 20 日 (月) まで
- イ 提出先
〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 番地
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
- (「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)
- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山川産業株式会社
代表取締役 金本 範彦
淡路市岩屋 1320 番地の 4
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘 (けい砂) 及び堆積並びに事業場の設置
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
京丹後市網野町掛津小字三本松 10070 番ほか (次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
9.7 ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成 2 年 5 月 8 日から令和 11 年 2 月 28 日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	開発区域から掛津事業所までの道路 (次の図のとおり)	運搬車両の運転手に対し、安全運転の指導を徹底する。 見通しの悪い箇所にカーブミラーを設置し、車両通行の安全を確保する。
飛砂の発生	京丹後市網野町掛津地内の一部に存する範囲 (次の図のとおり)	スプリンクラー等により適宜散水を実施する。 採掘が完了した場所から順次緑化する。
周辺道路の汚れ	開発区域から国道 178 号までの接続道路 (次の図のとおり)	道路が汚れた場合は、散水車等で道路の汚れを清掃する。

河川水量の増加	京丹後市網野町掛津地内の一部に存する範囲 (次の図のとおり)	場内最下流部に調整池を設置し、場内に降った雨水は、全て調整池に集水し、下流の河川に影響を与えない水量を徐々に排水する。 調整池に溜まった泥を適宜除去し、調整池の容量を確保する。
濁水の発生	〃	沈砂池としての機能を持たせた調整池を設置することで、泥分を沈下させた後、場外に放流する。 pH 及び S S の水質検査を作業日ごとに実施し、汚濁水流出防止の管理を行う。
騒音の発生	〃	重機、搬出車両等のアイドリングを禁止する。 低騒音仕様の重機の使用に努める。 重機の不要な運転を行わない。 残置森林を設け、周囲との緩衝帯とする。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
京丹後市峰山町丹波 855 番地
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 京丹後市農林水産部農林整備課
京丹後市大宮町口大野 226 番地
- エ 山川産業株式会社
京丹後市網野町掛津 630 番地

(9) 縦覧期間

令和 7 年 9 月 19 日 (金) から令和 7 年 10 月 20 日 (月) まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間
令和 7 年 9 月 19 日 (金) から令和 7 年 10 月 20 日 (月) まで
- イ 提出先
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855 番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
第 2 工区

京丹後市峰山町杉谷小字樋田891の 1、891の 5 の一部、891の 6 の一部、891の 7 の一部、893の17の一部、925の10の一部、925の11の一部

（関連区域）

京丹後市峰山町杉谷小字樋田889の一部、891の 5 の一部、891の 6 の一部、893の17の一部

- 2 開発許可を受けた者の名称
京丹後市

公 安 委 員 会

京都府公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第11号

京都府公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
第 2 章 重要経済安保情報の指定等に伴う措置（第 5 条—第 8 条）
第 3 章 重要経済安保情報の取扱いの業務
第 1 節 保護のための環境整備（第 9 条—第 14 条）
第 2 節 作成等（第 15 条・第 16 条）
第 3 節 運搬、交付、伝達等（第 17 条—第 24 条）
第 4 節 保管等（第 25 条—第 28 条）
第 5 節 検査（第 29 条）
第 6 節 紛失時等の措置（第 30 条）
第 4 章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第 31 条）
第 5 章 雑則（第 32 条—第 35 条）

附則

- 第 1 章 総則
（趣旨）

第 1 条 この規則は、京都府公安委員会において重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により指定された重要経済安保情報（以下「重要経済安保情報」という。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

2 京都府公安委員会における重要経済安保情報の保護に関しては、法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定。以下「運用基準」という。）及びこの規則の定めるところによる。

（重要経済安保情報管理者）

第 2 条 京都府公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）は、京都府警察本部総務部公安委員会補佐室長とする。

（保全責任者等）

第 3 条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護に関する業務を補助させる者として、京都府警察職員（以下「職員」という。）のうちから、保全責任者を指名するものとする。

- 2 保全責任者は、重要経済安保情報管理者の管理する重要経済安保情報文書等（令第 4 条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うほか、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、保全責任者が不在であることその他の理由により、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができるものとする。
- 4 保全責任者及び臨時代行職員は、法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければならない。

（知識の習得）

第 4 条 京都府公安委員会の委員は、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な知識を習得するよう努めるものとする。

第 2 章 重要経済安保情報の指定等に伴う措置

（重要経済安保情報の表示の方法）

第 5 条 令第 12 条第 1 項第 1 号（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第 3 条第 2 項第 1 号の表示（以下「重要経済安保情報表示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 当該文書又は図画の見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準じる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
 - (2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
 - (3) 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 当該物件の見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準じる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 2 重要経済安保情報表示を重要経済安保情報を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に重要経済安保情報表示がある場合は、この限りでない。
- 3 重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、重要経済安保情報表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。
- 4 第 1 項の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報であるときは、重要経済安保情報表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の規定にかかわらず、当該重要経済安保情報文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、同項本文の規定による表示をすることを要しない。
- 6 第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定により行う重要経済安保情報表示の寸法は、縦 12 ミリメートル、横 42 ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（重要経済安保情報表示の抹消）

第 6 条 重要経済安保情報表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付することその他これに準じる確実な方法
 - (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
 - (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に赤色の二重線を付することその他これらに準じる確実な方法
- 2 前項第 1 号に掲げる文書又は図画が前条第 2 項の規定による記載をしたものであるときは、同号の規定の例により、当該記載を抹消するものとする。
- （指定の有効期間の満了に伴う措置）

第7条 令第12条第1項第2号イに規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等（令第7条第1項第1号に規定する旧重要経済安保情報文書等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準じる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。
- (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準じる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

2 前項第1号又は第3号の規定により行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦18ミリメートル、横42ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（指定の解除に伴う措置）

第8条 前条の規定は、令第12条第1項第4号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第1項中「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

（立入制限）

第9条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報が取り扱われる場所について、重要経済安保情報を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者の許可を受けた者は、この限りでない。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の規定により立入りを禁止した場合は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講じるものとする。

（機器持込制限）

第10条 重要経済安保情報管理者は、次の各号に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。）
- (3) 重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
- (4) 重要経済安保情報文書等を保管する保管施設

2 重要経済安保情報管理者は、前項の規定により機器持込みを禁止した場合は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防止するために必要な措置を講じるものとする。

（重要経済安保情報文書等の保管等）

第11条 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書（特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第4条第1項に規定するものをいう。）を除く。以下この項において同じ。）と同一の簿冊に編冊されている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の文書とは別の簿冊に編冊した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第14条第1項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のもので、第1項の規定による保管をすることができないものをいう。第13条第2項及び第4項において同じ。）には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講じるものとする。

4 前3項の規定によることができない場合における重要経済安保情報文書等の保管は、重要経済安保情報管理者の定めるところにより行うものとする。

（重要経済安保情報の保護のための施設設備）

第12条 重要経済安保情報管理者は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じるものとする。

（重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第13条 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であつて、かつ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして重要経済安保情報管理者が認めたものにより取り扱うものとする。

2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録し、又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録し、又は印刷したことの記録を保存するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、情報セキュリティに関して適切な対応をとるものとする。

4 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講じるものとする。

（重要経済安保情報文書等管理簿）

第14条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。次項及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊として重要経済安保情報文書等管理簿（別記様式第1号）を保全責任者ごとに備えるものとする。

2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等について、指定の整理番号、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号（重要経済安保情報文書等ごとに付する一連番号をいう。第16条及び第25条において同じ。）、作成又は受領の年月日、交付先その他の事項を重要経済安保情報文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

3 情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿は、他の重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿と分けて作成することができるものとする。

第2節 作成等

（重要経済安保情報文書等の作成）

第15条 重要経済安保情報文書等を作成するときは、作成する重要経済安保情報文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第16条 保全責任者は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

(1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示（第5条第2項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準じる確実な方法により赤色で付すること。

(2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

(3) 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準じる確実な方法により赤色で付すること。

第3節 運搬、交付、伝達等

（交付及び伝達の承認）

第17条 重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。

2 重要経済安保情報文書等を貸与するときは、重要経済安保情報管理者の指示を受け、当該重要経済安保情報文書の返却の期限を明示するものとする。

（運搬の方法）

第18条 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）の運搬は、当該重要経済安保情報文書等に記録し、又は化体された重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員のうちから保全責任者が指名する職員が携行することにより行うものとする。

2 前項の規定によることができないとき又は不適當であるときの運搬は、重要経済安保情報管理者の定めるところにより行うものとする。

（交付の方法）

第19条 重要経済安保情報文書等を交付するときは、重要経済安保情報文書等受領書（別記様式第2号）に、当該交付の対象者又はその指名する職員（法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。）から記名を受けるとともに、重要経済安保情報文書等管理簿に必要事項を記載し、交付の記録を残すものとする。

2 重要経済安保情報文書等の交付は、郵送により行ってはならない。

（文書及び図画の封かん）

第20条 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の収納等）

第21条 重要経済安保情報である情報を記録し、若しくは化体された物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講じるものとする。

（電気通信による送信）

第22条 重要経済安保情報を電気通信により送信するときは、暗号化その他重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じるものとする。

2 重要経済安保情報の電気通信による送信は、電子メールその他のインターネットを通じた方法により行ってはならない。

（文書等の接受）

第23条 封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

（伝達の方法）

第24条 重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるよう求めることその他の重要経済安保情報の保護について注意を促すために必要な措置を講じるものとする。

2 重要経済安保情報を電話により伝達するときは、暗号化して伝達するものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、略号を用いることその他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じるものとする。

4 重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

（重要経済安保情報文書等の保管）

第25条 重要経済安保情報文書等は、保全責任者が保管するものとする。

2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等保管管理簿（別記様式第3号）に重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

（重要経済安保情報文書等の取扱いの記録）

第26条 保全責任者は、重要経済安保情報文書等取扱簿（別記様式第4号）に重要経済安保情報文書等を取り扱った職員の氏名、取り扱った年月日その他必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

（廃棄）

第27条 重要経済安保情報文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該重要経済安保情報文書等を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとする。

（緊急の事態に際しての廃棄）

第28条 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ警察庁長官（以下「長官」という。）の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を長官に報告するものとする。

3 第1項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をした場合には、重要経済安保情報管理者は、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、重要経済安保情報の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面（電磁的記録を含む。）を作成し、長官に報告するものとする。

第 5 節 検 査

(定期検査及び臨時検査)

第29条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度 2 回以上定期的に実施するものとする。

- 2 重要経済安保情報管理者は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査するものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、前 2 項の検査をその指名する職員に行わせることができるものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等保管管理簿の記載及び記録と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。
- 5 重要経済安保情報管理者は、第 1 項及び第 2 項の検査の実施状況について、長官の指示に従い、長官に報告するものとする。

第 6 節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

第30条 職員は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（次号の規定による報告を受けた職員を含む。） 当該事故の内容に応じた適切な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。
- (2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員 当該事故の内容を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。
- 2 重要経済安保情報管理者は、前項第 1 号の規定による報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い、かつ、当該重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、前項の規定により調査を実施し、又は措置を講じた場合には、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第 4 章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

(重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置)

第31条 職員は、重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等（京都府公安委員会文書管理規則（平成13年京都府公安委員会規則第15号）第 2 条第 3 号に規定する文書ファイルに相当するものであって、重要経済安保情報を記録するものをいう。以下この条において同じ。）の管理が法、令又は運用基準（以下「法等」という。）に従って行われていないとき又はそのおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（次号の規定による報告を受けた職員を含む。） 適切な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。
- (2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員 重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。
- 2 重要経済安保情報管理者は、前項第 1 号の規定による報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その事実が重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理に関するものである場合には、速やかに必要な調査を行うものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、前項の調査を行ったときは、調査の結果に応じ、適切な措置を講じるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第 5 章 雑則

(指定前の取扱い)

第32条 重要経済安保情報として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講じるよう努めるものとする。

(国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認)

第33条 外国の政府等との間の情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、事前に長官の承認を得るものとする。

(国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報の取扱い)

第34条 前条までに定めるもののほか、外国の政府等との間の情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報については、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第35条 この規則の実施に関し必要な事項の細目は、重要経済安保情報管理者が定めることができるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。
- 2 法附則第 2 条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第 3 条第 4 項及び第 19 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「又は第 2 項」とあるのは「若しくは第 2 項又は法附則第 2 条」とする。

別記
様式第1号（第14条関係）
重要経済安保情報文書等管理簿

登録番号		文書等の件名 (文書番号・媒体)		文書等の作成又は受領 年 月 日		交付元		保存期間	
記 録 さ れ た 重要経済安保情報		指定の整理番号		指定年月日		有効期間満了年月日			
一連 番号	年月日	交付先	受領者役職・氏名	年月日	返却者役職・氏名	備考			
重要経済安保情報文書 等としての管理が不要 となった年月日		管理が不要となった理由		廃棄した場合には その方法					

様式第2号（第19条関係）

重要経済安保情報文書等受領書

登録番号	
件 名	
交付機関名	
交 付 者	

上記の□文書□物件を受領しました（該当する□に印を付ける。）。

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	

重要經濟安保情報文書等保管管理簿

[illegible]



京都府警察本部告示第101号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月 19 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る業務の名称及び数量
交通安全施設に係るデジタル回線接続業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 7 月 18 日
- 4 落札者の名称及び所在地
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社大阪
事業所
大阪市福島区福島 3 丁目 14 番 24 号
- 5 落札金額
80,974,080 円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 7 年 6 月 6 日